

## 第 18 回 倫理委員会 有識者懇談会 議事要旨 (2026 年 2 月 20 日)

### I 日時 :

2026 年 2 月 20 日 (金) 14 : 00 ~ 15 : 55

### II 場所 :

日本公認会計士協会 2 階 204 会議室 / オンライン会議

### III 出席者 :

#### ○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二 (議長)、青克美、魚住康博、片山一夫、後藤敏文、佐藤淑子、松田千恵子、  
弥永真生、反町泰貴 (オブザーバー)

#### ○ 日本公認会計士協会 (説明者)

藤本貴子 (副会長)、和久友子 (常務理事)、太田稔 (常務理事)、武藤智帆 (委員長)、  
小林尚明 (副委員長)、小林大志 (副委員長)、井村知代 (IESBA ボードメンバー)、  
大野美希子 (IAASB ボードメンバー)

### IV 議事要旨 :

#### 1. 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案に寄せられたコメント及びその対応 (サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用、タックス・プランニング) について

2025 年 12 月及び 2026 年 1 月までそれぞれコメントを募集していた、サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用及びタックス・プランニングに関する倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案に対して寄せられたコメントへの対応案について、委員長から説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- 国際基準と日本基準が大きく異なっている点はいけない点は理解するが、日本だけが過度に厳しくならないよう、保証業務を提供する立場と企業の立場の双方の実務への負担についても引き続き配慮いただきたい。タックス・プランニングについて、公認会計士登録の有無により倫理規則の取扱いに差が生じるのか。

(ご意見への回答)

- 倫理規則は会員に適用されるため、会員でない税理士は倫理規則の適用対象ではない。規定の内容としては、法律違反ではないものの行き過ぎた税務指導や公共の利益に反するような助言を禁止するものであり、公共の利益の観点から考えれば、会員に過剰な負担を強いるものではないと考えている。
- IFAC には、IFAC の加盟団体である基準設定主体が作成する基準は、自国の法制度等に抵触しない限り、IESBA 倫理規程を踏まえて整備するか、それより厳しいものを整備することを求める規定がある。しかし、現在は IESBA も IAASB も IFAC が運営していないが、JICPA は当該規定を遵守する必要があるのか。

(ご意見への回答)

- IESBA 倫理規程について、どの程度まで遵守するのかについて、検討すべき課題があるのも事実である。一方で、IFAC 外の基準設定主体で作成されたものではあるものの、我々の業務の根幹となる規則であるため、その一部を適用しないという判断には慎重さも求められる。これらの点を踏まえ、引き続き検討させていただきたい。
- 国際基準を尊重する姿勢について異論はないが、公認会計士の業務範囲や税理士制度などの国ごとの制度的な相違にも配慮が必要である。国際機関にもその点を理解してもらい、各法域で柔軟な運用があり得るという共通理解を求めていくことを検討いただきたい。

(ご意見への回答)

- 国際基準を尊重しながらも各国の事情を踏まえた制度運用となるよう、当協会としても納得感のある倫理規則の整備を進めていきたい。
- 2025 年に改正された倫理規則の内容であるタックス・プランニング業務を倫理規則の対象とすることについてのコメントが寄せられているが、倫理規則に関する考え方は会員間で共通理解を得ることが望ましく、できるだけクリアに説明をすることが重要である。回答案では、改正時のコメントを参照する記載があるが、回答案の中で当該コメントを再掲するなど、できる限り理解が促進されるようにしてはどうか。

(ご意見への回答)

- 会員には様々な考えがあるが、説明内容が会員に十分に伝わり理解されているかを確認しながら今後も進めていきたい。コメントの再掲はご意見を踏まえて検討させていただきたい。

- ガバナンスに責任を有する者の回答案について、「～ガバナンスに責任を有する者は、監査業務と同様に、主として依頼人の監査役等が該当する」とあるが、監査業務では「監査役等が該当する」のであり、「主として監査役等が該当する」ではないため、「主として」の記載箇所を前に持っていき、「～ガバナンスに責任を有する者は、主として、監査業務と同様に、依頼人の監査役等が該当する」としてはどうか。

(ご意見への回答)

- いただいたご意見を踏まえて検討させていただきたい。

- 「ガバナンスに責任を有する者」が何を指すかについてのコメントに対する回答案について、「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの報告書」では、「会社法において会計監査人の選任及び報酬に係る規律があることを参考にして、企業においても保証業務実施者を適切に選任し、選任理由を対外的に説明することは、企業の責任ある態度として期待される。」とあり、あえて「会社法において」という記載があることから、サステナビリティ保証業務における「ガバナンスに責任を有する者」は監査業務と同様に監査役等が該当するという積極的な意図を感じたが、回答案では、「とどまり」や「明示されていません」等、全体的に後ろ向きの印象を受ける。そもそも金融商品取引法においてガバナンスに責任を有する者が誰であることを明示することは想定されていないと考えられることなどから、回答案の表現を工夫してはどうか。

(ご意見への回答)

- いただいたご意見を踏まえ、表現について検討させていただきたい。

- 監査役等以外がガバナンスに責任を有する者に該当するケースを追加で例示してはどうか。特にサステナビリティ委員会といった組織が業務執行側に設けられている場合、ガバナンスに責任を有する者に当たるのかどうかは、具体的な例も含めて記載してはどうか。

(ご意見への回答)

- いただいたご意見を踏まえて検討させていただきたい。

## 2. IESBA-IAASB の戦略及び作業計画に向けた共同調査について

2026年1月に公表された、IESBA 及び IAASB の戦略及び作業計画 (Strategy and Work Plan) の策定に向けた共同調査について、IESBA ボードメンバーから説明がなされた。

## 【主なご意見】

- 現行の「IESBA Strategy and Work Plan for 2024-2027」を策定した際には事前の調査はされたか。

(ご意見への回答)

- 2022年に調査が行われたと聞いている。
- 各国で法制度や職業的専門家の位置付けは異なり、これを度外視した規則を展開すると各国の制度と整合性が取れず、職業会計士の行動や規範に悪影響を与える可能性があるため、IESBA 倫理規程の範囲は、どの国にも当てはまるような中核的なものに絞るべきではないか。現在の IESBA 倫理規程は非常に分量が多くルールベースであるため、プリンシプルベースに立ち返っていただきたい。倫理規程は、各国との制度の整合性を考慮すると、プリンシプルベースで策定しないと導入に支障が生じることは意見発信した方がよいのではないか。
- 日本の公認会計士は高度な倫理及びプロフェッショナル意識を有しているため、ルールベースの倫理規程を導入すると、逆に思考をしなくなり倫理観が低下するのではないか。ルールベースの倫理規程で定められるのは外見的・形式的な倫理であり、多民族国家であることを文化的背景に持つ国では有効かもしれないが、日本の歴史的・文化的な背景には馴染まず、倫理観の高揚につながるとは考えにくい。
- 今回の調査に含まれる環境トレンドについて、不正の観点からは地政学的分断によりボラティリティが大きくなり減損損失が発生するリスクや会計事務所が投資対象となることによるリスク等が考えられるが、今回の調査では、会計不正に関するトレンドが挙げられていない。倫理に関する国際団体であるのに、会計不正に関するトレンドが挙げられていないのはなぜか。当然だからということか。

(ご意見への回答)

- 当然であること、また、現在 IESBA で「会計事務所等の文化及びガバナンス」や「CFO の役割」のように、会計事務所等自体や不正の第一の防波堤である CFO の倫理観を高める取組を進めていることもあり、環境トレンドとしては入っていないと思われる。共同調査の設問には、環境トレンドとして不足している事項の提示を求める項目もあるため、提言いただきたい。
- 今回の調査の位置付けとしては、IESBA や IAASB が存在するバリューはどこにあるかを特定することを目的としており、一見監査と直接関連がないとしても、企業開示全般に関するトレンドを理解し、明確にするために四つのトレンドを挙げ、より広く全般に関する意見を求めているという理解である。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上